

医療費通知の実施方法を変更します

当組合では、医療費適正化のため毎年9月および3月に医療費通知を実施していますが、所得税等の医療費控除の申告手続が改正され、平成30年1月以降、医療費通知を医療費の明細書として用いることができるようになりました。

この改正に伴い医療費通知の記載事項が新たに規定されましたが、現在当組合が発行している通知書は規定する項目を満たしておらず、医療費控除に用いることができないことから、例年9月に行っている医療費通知は行わないこととします。

なお、具体的な実施方法などは現在検討中となっておりますが、本年度中に医療費通知を実施することとし、詳細は改めてお知らせします。